

事務連絡
令和4年8月22日

各都道府県フロン排出抑制法担当課（室） 御中

経済産業省製造産業局化学物質管理課
オゾン層保護等推進室
環境省地球環境局地球温暖化対策課
フロン対策室

第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項の改正について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）の施行につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を改正する件（令和4年経済産業省・環境省告示第9号）が別添のとおり公布され、施行されたところです。この施行に伴う、改正後の第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経済産業省・環境省告示第13号。以下「告示」という。）の趣旨及び内容は、下記のとおりですので、十分に御留意の上、法の厳正かつ実効性のある執行をお願いするとともに、貴都道府県の第一種特定製品の管理担当部局へも改正内容の周知のほどお願いいたします。

記

1 背景

第一種特定製品の管理者が、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために管理第一種特定製品の使用等に際して取り組むべき措置として判断の基準となるべき事項を、法に基づき告示において定めており、当該製品の管理者に対して、フロン類の漏えいを防ぐために当該製品の簡易・定期点検を義務付けているところです。

これに関連して、令和2年度の「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」において、簡易・定期点検と同等以上のフロン漏えい防止効果のあるIoTを活用した技術がすでに実用化されているため、当該技術を簡易・定期点検制度に位置づけるべきとの要望が寄せられました。

これを受け、業務用冷凍空調機器製造業の団体において、フロン類の漏えいの検知を可能とする常時監視システムの基準¹が策定されたことにより、一定以上の漏えい検知精度の

¹ JRA GL-17.「業務用冷凍空調機器の常時監視によるフロン類の漏えい検知システムガイドライン」（一般社団法人日本冷凍空調工業会）

確保が可能となったことから、今般、一定の要件に適合するシステムによる機器監視について、簡易点検と並ぶ点検手法の一つとして位置づけることとしました。

2 改正内容

法第 16 条第 1 項の規定に基づき、第一種特定製品の管理者が第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために管理第一種特定製品の使用等に際して取り組むべき措置として、当該製品の簡易・定期点検に関する事項が告示に定められており、第一種特定製品の管理者は、全ての管理第一種特定製品について 3 月に 1 回以上、簡易点検を行うこととされています。

今般、漏えい又は故障等を常時監視するシステム（以下「常時監視システム」という。）のうち告示に掲げる基準に適合するものを用いて、漏えい又は故障等を早急に発見するために必要な措置がとられている場合は、簡易点検の検査に代えることができるとする改正を行いました。これに伴い、常時監視システムを利用した場合の点検記録簿への記載方法についても新たに決めました。

3 その他

今般の告示改正を踏まえた「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」の改訂については、追って御連絡します。また、第一種特定製品の管理者が記録すべき点検記録簿については法令上の様式の定めはありませんが、経済産業省及び環境省が提供する参考様式については、下記環境省ホームページより更新版の入手が可能です。

<https://www.env.go.jp/earth/earth/24.html>

(本件連絡先)

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

担 当：富田、池田

T E L : 03-3501-4724

E-mail : gyoumu-ozone@meti.go.jp

環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室

担 当：長澤、渡部

T E L : 03-5521-8329

E-mail : furon@env.go.jp

扱するシステム（以下「常時監視システム」という。）のうち次に掲げる基準に適合するものを用いて、漏えい又は故障等を早期に発見するために必要な措置が講じられている場合にあつては、これをもって検査に代えることができる。

イ 管理第一種特定製品の種類に応じ、冷媒系統ごとの圧力、温度その他の漏えいを検知するために必要な状態値を 1 日に 1 回以上計測すること。

ロ イの状態値の異常又は変化に基づき、漏えい又は漏えいの疑いがあるか否かを 1 日に 1 回以上診断すること。

ハ イの状態値又はロの診断の結果を 1 日に 1 回以上記録し、1 年以上保存すること。

ニ ロの診断の結果、漏えい又は漏えいの疑いを検知した場合において、当該診断に係る管理第一種特定製品の管理者に対し、当該管理者以外の者が通知を容易に解除することができない方法により直ちに当該診断の結果を通知すること。また、当該通知の履歴を 1 年以上保存すること。

ホ 漏えいの検知性能について、管理第一種特定製品の製品群ごとに日本冷凍空調工業会標準規格（JIRA）若しくは日本産業規格（JIS）で規定され、又は管理第一種特定製品ごとに当該管理第一種特定製品のカタログに記載された温度その他の条件で試験が行われ、適正な充填量の 30% の冷媒が漏えいするまでに漏えいの判定が可能であることが確認されていること。

② ①の検査又は常時監視システムにより、漏えい又は故障等を確認した場合には、可能な限り速やかに、専門的な点検（以下「専門点検」という。）を行うこと。

③ (略)

2 (略)

第三 (略)

第四 管理第一種特定製品の点検及び整備に係る記録等に関する事項

1 第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品ごとに、点検及び整備に係る次の事項を記載した記録簿（2 による記録が行われたファイル又は磁気ディスクを含む。以下同じ。）を備え、当該管理第一種特定製品の廃棄等を行い、当該管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを完了した日から 3 年を経過するまで、保存すること。

(1)～(3) (略)

(4) 第二に基づく管理第一種特定製品の点検の実施年月日、当該点検を行った者の氏名（法人にあつては、その名称及び当該点検を行った者の氏名を含む。）並びに当該点検の内容及びその結果（漏えい又は故障等が認められた場合にあつては、漏えい又は故障等の箇所その他の状況に関する事項を含む。ただし、簡易点検のみを行った場合にあつては、点検を行った旨及びその実施年月日（常時監視システムを用いて第二の 1 の②の①の検査に代えた場合にあつては、その期間。）を記載すること。）

(5)～(9) (略)

2～5 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

② ①の検査により、漏えい又は故障等を確認した場合には、可能な限り速やかに、専門的な点検（以下「専門点検」という。）を行うこと。

③ (略)

2 (略)

第三 (略)

第四 管理第一種特定製品の点検及び整備に係る記録等に関する事項

1 第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品ごとに、点検及び整備に係る次の事項を記載した記録簿（2 による記録が行われたファイル又は磁気ディスクを含む。以下同じ。）を備え、当該管理第一種特定製品の廃棄等を行い、当該管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを完了した日から 3 年を経過するまで、保存すること。

(1)～(3) (略)

(4) 第二に基づく管理第一種特定製品の点検の実施年月日、当該点検を行った者の氏名（法人にあつては、その名称及び当該点検を行った者の氏名を含む。）並びに当該点検の内容及びその結果（漏えい又は故障等が認められた場合にあつては、漏えい又は故障等の箇所その他の状況に関する事項を含む。ただし、簡易点検のみを行った場合にあつては、点検を行った旨及びその実施年月日を記載すること。）

(5)～(9) (略)

2～5 (略)